

## 会員の入会・退会等に関する規則

公益社団法人福井県ビルメンテナンス協会

### (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人福井県ビルメンテナンス協会（以下「当協会」という。）が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律および定款の定めるところによる入退会について、必要な事項を定め会員の身分の安定を図ることとする。

### (会員の種別)

第2条 定款第5条に規定する会員は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。  
なお、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上」の社員とする。  
(1) 正会員 当協会の目的に賛同して、入会した個人又は団体。  
(2) 賛助会員 当協会の事業を賛助するために入会した個人又は団体。

### (入会の手続き)

第3条 定款第6条に規定する入会申込書は、別紙第1号様式とし、同申込書に個人にあつては、履歴書及び住民票（又は身分を証明する書類）、団体にあつては、当該団体の定款及び登記事項証明書を添付しなければならない。ただし、代表理事（以下「会長」という。）が特に必要がないと認められた時は、添付書類の一部又は全部の添付を省略することができる。

### (入会資格審査基準)

第4条 定款第6条に規定する入会の可否は、次の基準により決定するものとする。  
(1) 現在、成年被後見人又は被保佐人でない者であること。  
(2) 過去に当協会の会員であった者が、当協会の会員資格を喪失して3年以上経過していること。  
(3) 入会申込書に添付された関係書類から会員としてふさわしいと認められる個人又は団体であること。  
2 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、直ちに別紙第2号様式（入会決定通知書）により本人に通知しなければならない。

### (会員名簿)

第5条 当協会の会員名簿簿様式及び記載事項は、別紙3号様式によるものとする。

### (会費の納入)

第6条 当協会に入会した正会員及び賛助会員は、第4条第2項の規定による入会決定通知を受け取った日から1ヶ月以内に、入会金及び会費を当協会所定の方法により納入しなければならない。  
2 正会員及び賛助会員は、毎月の会費として当該月末日までに当協会所定の方法により納入しなければならない。  
3 会長は、前2項の入会金及び会費を収納したときは領収書を交付しなければならない。ただし、入会金及び会費が金融機関からの振込の方法により納入された場合には領収書の交付はしないものとする。

### (資格の喪失)

第7条 会長は、会員が定款第10条の規定により資格を喪失したときは、会員名簿にその旨を記載し

なければならない。

(退会)

第8条 正会員及び賛助会員が退会しようとするときは、別紙第4号様式の退会届を会長に提出しなければならない。

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第9条 正会員及び賛助会員が年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

2 当協会は、会員が当該年度の会費を納入したものについては、これを返還しない。

(会員の異動に関する通知)

第10条 会長は、定款第6条2項の規定に基づき新会員の入会を決定したとき若しくは当協会の会員がその資格を喪失し退会したこと等により、会員に異動があったときは、当協会のホームページに掲載しなければならない。

(補足)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規定は、平成24年6月11日から施行する。(平成24年6月8日 第1回理事会承認)

第1号様式

## 入 会 申 込 書 (正会員)

令和 年 月より貴協会に入会したいので、下記調書を添えて申し込み  
ます。

記

- 1 登記簿謄本及び経歴書
- 2 労災適用事業所証明書（写）
- 3 企業調書

以上

公益社団法人 福井県ビルメンテナンス協会

会 長 廣 瀬 充 殿

令和 年 月 日

申 込 者

所 在 地

企 業 名

代表者氏名

推 薦 会 員

会員企業名

代表者氏名

会員企業名

代表者氏名

第1号様式

## 入 会 申 込 書 (賛助会員)

令和 年 月より貴協会に入会したいので、下記調書を添えて申し込み  
ます。

記

- 1 登記簿謄本及び経歴書
- 2 労災適用事業所証明書 (写)
- 3 企業調書

以上

公益社団法人 福井県ビルメンテナンス協会

会 長 廣 瀬 充 殿

令和 年 月 日

申 込 者

所 在 地

企 業 名

代表者氏名

推 薦 会 員 (正会員・賛助会員)

会員企業名

代表者氏名

会員企業名

代表者氏名

# 企 業 調 査 書

企 業 名	
所 在 地	
代 表 者 職 氏 名	
福井県内における主な営業種目	
福井県内における営業開始年月日	
県内でのビルメン業の最近1年間の売上高	
福井県内における従業員数	
電 話 番 号 ・ F A X 番 号	
ビル管理法に基づく知事登録状況	
1号(清 掃 業)	有 (                    ) ・ 無
2号(空 気 環 境 測 定 業)	有 (                    ) ・ 無
3号(空気調和用ダクト清掃業)	有 (                    ) ・ 無
4号(飲 料 水 水 質 検 査 業)	有 (                    ) ・ 無
5号(飲 料 水 貯 水 槽 清 掃 業)	有 (                    ) ・ 無
6号(排 水 管 清 掃 業)	有 (                    ) ・ 無
7号(ね ず み 昆 虫 等 防 除 業)	有 (                    ) ・ 無
8号(環 境 衛 生 総 合 管 理 業)	有 (                    ) ・ 無
(                    ) 内に登録年月日を記入のこと	

第2号様式

公益社団法人 福井県ビルメンテナンス協会

# 入 会 承 認 書

令和 年 月 日

代表取締役 殿

公益社団法人  
福井県ビルメンテナンス協会  
会 長 廣 瀬 充

令和 年 月 日付けにて、貴社より申請のありました本協会への入会については、申請のとおり承認致しました。

## 記

承認事項 入会日 令和 年 月 日  
公益社団法人福井県ビルメンテナンス協会 正会員とする。  
(令和 年 月 日 第 回理事会承認)

※入会金並びに入会月の会費は別紙請求書によりお振込下さい。

なお、翌月分会費より(株)福井ネットによる自動振り替えで指定口座振替となりますので、同封の所定用紙にご記入の上、期日までに協会事務局までご返送ください。



# 公益社団法人 福井県ビルメンテナンス協会 会員名簿

〒918-8026 福井市湊3丁目401番地 やまや会館2F

TEL0776(34)1319 FAX0776(34)1329

【会 員】

令和3年6月1日(更新)

	会社名	☎	住 所	代表者名		TEL	FAX
1							
2							
3							
4							
5							

【賛助会員】

	会社名	☎	住 所	代表者名		TEL	FAX
1							
2							
3							
4							

第4号様式

## 退 会 届 出 書

私は、令和 年 月より貴協会を退会します。

公益団法人 福井県ビルメンテナンス協会

会 長 廣 瀬 充 殿

令和 年 月 日

記 入 者

所 在 地

企 業 名

代表者氏名

㊞

(退会される社は下記必要事項を記入して、所在地の各都道府県協会への退会届出書と一緒に提出してください。)

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会

# 退会届出書

(正会員用)

令和 年 月 日

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会

会長 一戸 隆男 宛

貴社(団体)名

代表者名  
(役職・氏名)

印

所在地

〒

私は、貴協会の連携会員である公益社団法人福井県ビルメンテナンス協会からの退会に伴い、公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会を退会します。

記

退会年月日 令和 年 月 日

会員ID

記入者 役職名

氏名

連絡先

電話

FAX

注) 会費は退会年月日の月まで納付して下さい。  
退会日をもって、会員権利は喪失いたします。  
会員証はご返却願います。

(以下は各都道府県協会が記入します。)

# 退会届出書

令和 年 月 日

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会

会長 一戸 隆男 宛

上記のとおり、当協会からの退会に伴って、貴協会に対する退会届が出ておりますので、お届けいたします。

なお、当協会は本退会届を受理していますことを併せて報告いたします。

公益社団法人 福井県ビルメンテナンス協会

会長 廣瀬 充 印